

マスコミ各位

令和5年1月6日（金）

沖縄県保健医療部ワクチン・検査推進課 感染症予防班

担当：加藤、嘉数

電話：098-866-2013

インフルエンザの流行状況について ～患者報告数が増加傾向にあります～

1 概要

感染症発生動向調査による本県のインフルエンザ定点からの報告数が、2022年第52週（12月26日～1月1日）に定点当たり9.89人（定点医療機関56カ所、報告数554人）で、前週の2022年第51週（12月19日～25日）の定点当たり2.91人に比べ、約3.4倍となり注意報の発令基準値の10人に近づいています。

例年インフルエンザは1～2月に流行のピークを迎えます。今後、更なる流行の拡大を抑えるため、また新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が現実のものとなりつつあることから、マスコミの皆様には「手洗い」「マスク着用」「予防接種」等の感染予防策の県民への周知について、改めてご協力いただきますようお願いいたします。

2 インフルエンザの流行状況

感染症発生動向調査では、県内のインフルエンザ56定点医療機関（小児科定点:33、内科定点:23）の協力を得て、患者情報を週単位で収集し、全国約5,000カ所の定点情報と併せて分析し、県民及び医療機関に情報を提供しています。

第52週に報告されたインフルエンザウイルスの型別割合は、A型が96.8%、B型が0.2%となっています。年齢別では、5～9歳が180人（32.5%）と最も多く、次いで1～4歳100人（18.1%）、10～14歳99人（17.9%）の順となっています。

第52週における保健所別の定点あたり患者報告数は、中部保健所が16.00人で最も多く、次いで南部保健所10.07人、那覇市保健所8.58人、北部保健所2.80人、八重山保健所2.00人、宮古保健所0.50人の順となっています。

表 1 : 県内及び全国の定点当たりの患者報告数 (直近の 7 週間)

	週	46 週	47 週	48 週	49 週	50 週	51 週	52 週
		11/14~11/20	11/21~11/27	11/28~12/4	12/5~12/11	12/12~12/18	12/19~12/25	12/26~1/1
県	患者数	17	12	6	14	45	163	554
	定点当	0.30	0.21	0.11	0.25	0.80	2.91	9.89
全 国	患者数	546	535	636	1,238	2,592	6,103	9,768
	定点当	0.11	0.11	0.13	0.25	0.53	1.24	2.05

[参考] 感染症発生動向調査システム上の警報・注意報の発令基準値

{	流行注意報 : 定点当たり 10 人以上
	流行警報 : 定点当たり 30 人以上

表 2 : 県内の型別患者報告数 (直近の 7 週間)

週	46 週	47 週	48 週	49 週	50 週	51 週	52 週
	11/14~11/20	11/21~11/27	11/28~12/4	12/5~12/11	12/12~12/18	12/19~12/25	12/26~1/1
A 型	17	12	6	14	44	159	536
B 型	0	0	0	0	1	2	1
不明	0	0	0	0	0	2	17

表 3 : 県内の年齢階級別報告数 (第 52 週)

年齢群	0 歳	1~4 歳	5~9 歳	10~14 歳	15~19 歳	20~29 歳	30~39 歳	40~49 歳	50~59 歳	60 歳以上	合計
患者数	10	100	180	99	31	47	42	22	10	13	554
(%)	(1.8)	(18.1)	(32.5)	(17.9)	(5.6)	(8.5)	(7.6)	(4.0)	(1.8)	(2.3)	(100)

3 県民の皆様へのお願い

「手洗い」「マスク着用」「予防接種」等の感染予防策をお願いします。

○インフルエンザの感染予防策

- ① 食事の前や帰宅後には、必ず「手洗い」をしましょう。
- ② バランスよく栄養を摂取し、十分な睡眠をとりましょう。
- ③ 「マスク」を着用しましょう。
- ④ 3密を避けましょう。
 - ・換気の悪い密閉空間、人が集まる密集場所、間近で会話する密接場面
- ⑤ 室内の換気に気をつけ適切な湿度を保ちましょう。
- ⑥ インフルエンザの「予防接種」を受けましょう。

○インフルエンザに罹ってしまったら

- ① かかりつけ医にまず相談、受診しましょう（救急医療をつぶさない）。
- ② 感染を広げないために、会社や学校を休み、安静にしましょう。
- ③ 「マスク」を着用し、咳やくしゃみをする時は「咳エチケット」を守りましょう。
- ④ 学校保健安全法では、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで」出席停止期間となります。

○企業等の皆様へ

インフルエンザの陰性を証明することが一般的に困難であることや、医療機関に過剰な負担をかける可能性があることから、職場が従業員に対して、治癒証明書や陰性証明書の提出を求めないで下さい。

4 参考

沖縄県感染症情報センター「インフルエンザ関連情報」

<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/eiken/kikaku/kansenjouhou/influ.html>

沖縄県ワクチン・検査推進課「季節性インフルエンザ・季節性インフルエンザワクチンについて」

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/vaccine/yobou/influenza.html>

厚生労働省「インフルエンザ（総合ページ）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/infulenza/index.html

国立感染症研究所 感染症疫学センター（インフルエンザ関連情報）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>